

松江市告示 第5号

松江市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第13条の規定により告示する。

令和 2年 1月14日

松江市長 松浦 正敬

記

1. 保 険 者 番 号 3 2 0 0 1 0
2. 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 0 1 - 3 6 5 3 6 1 7
(世帯主のもので、再交付の印のないものに限る)
3. 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 令 和 元 年 8 月 1 日
4. 被 保 険 者 証 を 無 効 と す る 日 令 和 2 年 1 月 9 日